

2 高教福第 217 号
令和 2 年 5 月 8 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、
在宅勤務の取扱い等について（通知）」の Q & A の更新について

このことについて、別添写しのとおり県立学校長あて通知しましたので、参考にお知らせします。

なお、別添写しの「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇及び在宅勤務の取扱い等について（Q & A）」に係る内容については、各市町村（学校組合）の状況に応じて、個別に対応してください。

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当

TEL：088-821-4903 FAX：088-821-4725



2 高教福第 217 号
令和 2 年 5 月 8 日

各県立学校長 様

教職員・福利課長

「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、
在宅勤務の取扱い等について（通知）」の Q & A の改正について

このことについて、「「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、
在宅勤務の取扱い等について（通知）」の Q & A の改正について」（令和 2 年 4 月 23
日付け 2 高教福第 141 号）にて、教職員の出勤困難休暇※及び在宅勤務に関する Q &
A の改正を通知したところですが、下記のとおり改正を行いました。

つきましては、各所属においては、教職員に周知するとともに、適切な運用をお願い
します。

また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

記

主な改正内容（別添「Q & A」下線部分を参照）

（1）休暇の取扱いについて

Q 5 に「保育園等から家庭保育の協力のお願いが出ている場合の出勤困難休
暇の取得」について追加

※公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 12 条第 1 項の表の 1 の項の特
別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による教職員の著しい
出勤困難

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当

TEL: 088-821-4903 FAX: 088-821-4725

【分類番号 02-02-9999】

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇及び在宅勤務の取扱い等について（Q & A）

令和2年5月8日改正版

※前回（令和2年4月23日改訂版）から更新・追加した部分は、下線を付けたものになります。

1 休暇の取扱いについて

- 1（3）教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

Q 1 発熱症状があることをもって、勤務しないことがやむを得ないと認められるのか。

A 1 政府の方針として、風邪症状が見られる場合に休暇取得、外出自粛等が呼びかけられていること等を踏まえて、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合に、休暇取得が認められるものです。教職員の健康状況等を踏まえて、個別に判断をしてください。

なお、本人の健康状態を適切に把握して、状況に応じて「帰国者・接触者相談センター」への相談や医療機関の受診を促してください。

Q 2 発熱のため、翌日に病院を受診したところ、新型コロナウイルスへの感染ではなく、インフルエンザと診断された。特別休暇はいつまで対象となるか。

A 2 問いの場合、発熱し、医療機関を受診する前日までが、特別休暇の対象となります。診断された日以降については、インフルエンザによる病気休暇となります。

Q 3 発熱等のある親族はどこまで含まれるのか。

A 3 感染拡大防止のための措置であるため、同居の親族や日常的に接触のある親族を対象とします。

- 1（4）新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

Q 4 勤務しないことがやむを得ないと認められる場合はどういう場合か。

A 4 他に世話ができる者がおらず、対応ができない場合が想定されます。

Q 5 高知市の保育園等で「原則休園」の方針が出されたが、出勤困難休暇を取得できるのか。

また、5月11日からは家庭保育の協力のお願いが出されているが、出勤困難休暇は取得できるのか。

A 5 「新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情」の「その他の事情」に該当するものとして、子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（他に世話をする者がいないなど）には、取得可能とします。

また、5月11日からは家庭保育の協力要請に対する場合も、同様に取得可能とします。

高知市以外の自治体の保育園等における登園の自粛要請・家庭保育の協力要請に対応する場合等も、該当するものとして取り扱います。

1日単位又は時間単位の取得が可能です。

Q 6 小学生の子どもの世話をする必要があるので、世話をする時間だけ出勤困難休暇を取得できるのか。

A 6 時間単位の休暇取得も可能です。（例：配偶者と交替で子の世話をを行う場合など）

2 在宅勤務について

Q 1 在宅勤務をする場合、学習系パソコンの持ち出しは、こういった手続の流れになるか。

A 1 手続の流れは、次のとおりです。

手続の流れ

- ・在宅勤務命令簿により在宅勤務の申し出・命令

↓

- ・所属において、所属長に確認の上、所属共有フォルダから必要なデータを学習系パソコンデスクトップに保存

※個人情報、機密情報などの非開示情報の取扱い不可。

※USB メモリ、CD、DVD 等の持ち帰り不可。

※紙文書については、所属長の許可を受けた場合は可。

↓

- ・学習系パソコンを自宅に持ち帰る（教職員による持ち帰り。）

↓

- ・自宅で業務に従事

※USB メモリ、CD、DVD 等の使用不可。ネットワーク、外部機器への接続不可。

↓

- ・職場復帰後、在宅勤務実施報告書の提出
- ・学習系パソコンで作成したデータを所属共有フォルダに保存
- ・学習系パソコンの業務データを全て消去する。

Q 2 濃厚接触者となる可能性があるので在宅勤務をしたいが、学習系パソコンが持ち出せない場合はどうすればよいのか。

A 2 パソコンを持ち出せない場合は、別紙「4」の対象業務の例を参考に、パソコンを使用しない業務を実施するなどの対応をお願いします。また、年次有給休暇の使用を妨げるものではありません。

Q 3 その他在宅勤務を実施することが適当である認められる職員とはどのような場合か。

A 3 本県における感染の状況や、感染が拡大している地域における職員の移動の状況などを踏まえて、個別に判断をします。該当すると考えられる場合は、教職員・福利課に相談してください。

Q 4 在宅勤務を半日単位（午前・午後）で実施して良いか。

A 4 基本的には本来割り振られている勤務時間（8:30～17:15）としますが、業務の状況や自宅との距離等を踏まえて、半日単位などで実施できるものとします。

Q 5 普段の通勤に要する移動時間が2時間程かかる職員が、半日ずつ在宅勤務と公署勤務を実施して良いか。

A 5 移動時間と業務に従事する時間を見た場合に、公務の能率の観点で好ましくありませんので、1日の在宅勤務の実施を検討してください。なお、在宅勤務（午前）と年次有給休暇（午後）の組み合わせも可能です。

Q 6 在宅勤務後に勤務公署で勤務する際の移動時間の取扱いは。

A 6 勤務時間内における職務の移動として扱います。

この場合、旅行命令簿の作成は不要とし、自宅と勤務公署間の旅費は支給しません。ただし、公務上の必要により勤務公署以外の場所へ赴く必要がある場合については、その旅費は支給されます。

在宅勤務時又は移動中に災害が発生した場合、各事案の状況に応じて個別に公務災害の適否について判断されることとなります。

Q 7 半日単位で在宅勤務を実施した場合、報告書に記載する勤務時間はどのように書くのか。

A 7 半日単位で在宅勤務を実施した場合、自宅で勤務した時間を記載してください。

（自宅と勤務公署間の移動時間は、報告書に記載する勤務時間に含めない。）

在宅勤務命令簿及び在宅勤務報告書並びに勤務計画と合わせて、1日の勤務状況が分かるように整理しておいてください。

Q 8 勤務実績管理システムを使用していない職員（会計年度任用職員を含む）が在宅勤務を実施した際、出勤簿の取扱いは。

A 8 在宅勤務を実施した日は、「出勤」として取り扱います。翌出勤日に在宅勤務の実施日に押印をしてください。

なお、勤務計画又は在宅勤務命令簿により、在宅勤務の状況が分かるように整理しておいてください。